

平成 23 年度 第 8 回建設事業再評価監視委員会議事概要

日 時 平成 23 年 12 月 12 日 (月) 13 時 30 分～14 時 30 分
場 所 大阪赤十字会館 3 階 302 会議室
出席委員 松澤委員長・岩井委員・小池委員・多々納委員・曲田委員
議 題 (1) 意見具申素案について
(2) その他

【議事概要】(◆委員長、事務局等の説明等、○委員の発言、⇒部局等の応答)

(1) 意見具申素案について

◆[委員長]

本日は、現時点で委員 4 名の出席であり、本委員会設置要綱第 5 条に定められた定足数である委員の 2 分の 1 以上に達していないが、同条には「ただし、委員長が必要と認める場合はこの限りでない」というただし書きがある。また、委員 1 名が遅れて来られると聞いているので、私の判断で委員会を開催させていただきたいと思うが、よろしいか。

異議がないということなので、議事に入らせていただく。

前回の委員会では、港湾事業の「堺泉北港汐見沖地区多目的国際ターミナル整備」と街路事業の「十三高槻線(寿町工区)」の追加説明を開き審議を行い、その後、意見具申素案のうち再評価対象事業について審議を行った。

本日は、前回の意見具申(素案)の再々評価対象事業以降について審議を行い、その後、前回の委員会でご指摘のあった点の修正案について審議を行う。

それでは、事務局から本日の資料について説明をお願いしたい。

⇒[事務局]

- ・資料 1 「意見具申(素案)」
- ・資料 2 「追加資料」
- ・資料 3 「委員会等委員の選任方針」抜粋等
- ・参考資料「平成 22 年度意見具申」

◆[委員長]

それでは、意見具申(素案)について、審議を行いたい。まず、6～8ページの「(2) 再々評価対象事業」の「⑪甘南備川砂防事業」から「⑰一般国道 371 号(石仏バイパス)」までの全 7 件について事務局から読み上げていただきたい。

◆事務局から、⑪甘南備川砂防事業から⑰一般国道 371 号(石仏バイパス)までを読み上げ。

○ これらの案件については、各事業の審議段階でかなり丁寧にご審議いただいた。特にご意見もないようなので、次に移らせていただく。

◆[委員長]

それでは、次に、9、10ページの「4 道路・街路事業の B/C(費用便益比)について」から「7 結び」までを確認したいと思うので、事務局から読み上げていただきたい。

◆事務局から「4 道路・街路事業の B/C(費用便益比)について」から「7 結び」までと、

資料2の委員長からの「4 道路・街路の B/C（費用便益比）について」の追加意見について読み上げ。

- 10 ページの下から 5 行目の「調査設計等の費用投資」という言葉には特段の意味があるのか。「費用並びに投資」ということか。

⇒[事務局]

特段の意図があるわけではない。「費用」だけで意味がわかるので、「投資」を削除させていただきたい。

- 今回、読み上げていただいたところはそうでもないが、前回からの修正箇所など、もう少しわかりやすい表現にできないかと思う。特に 3 ページの「⑥一般府道 三島江茨木線歩道整備」の 4 行目の「質した」という表現と 4 ページの 4 行目の「講じる」という表現が難しいのではないかと気になる。専門用語は仕方がないが、できるだけわかりやすい表現にすべきと思うが、こうした表現は意見具申の文章としては仕方がないのか。

⇒[事務局]

ご指摘いただいた箇所のような文章は修正しても問題ない。全体としてわかりにくい表現を見直し、委員長と相談させていただきたい。

- 内容が変わらないように、可能なところはわかりやすい表現に修正させていただくということで、私に一任していただきたい。

◆ [委員長]

それでは、前回委員会での審議を踏まえ追加・変更した点を事務局から説明していただきたい。

◆事務局から追加・変更点について説明し、修正箇所を読み上げ。

- ・ 1 ページの「(1) 再評価対象事業」の一覧表について、前回の委員会でいただいたご意見を踏まえ、事前に委員の皆様へ送付していた資料では、「委員会意見」という列を追加していた。これについては、委員長との事前打ち合わせ時におけるご意見を踏まえて削除し、「対応方針（原案）」を「府の対応方針（原案）」と修正している。
 - ・ また、1 ページの表の下の文章について、「⑥一般府道 三島江茨木線歩道整備」についての記述を追加するなど修正している。修正箇所は下線を付している。
 - ・ 次に、2 ページ「②堺泉北港汐見沖地区多目的国際ターミナル整備」について、前回委員会での「24 年度の中古車輸出量について 10 万台を見込んでいることについてはっきり記載すべき」とのご意見や委員長との事前打ち合わせ時のご意見を踏まえ、11 行目以降、下線を付した部分を修正している。
 - ・ 次に、3 ページ「⑥一般府道 三島江茨木線歩道整備」については、4 点修正している。1 点目は、前回委員会の素案では「用地買収を伴う歩道整備実施が困難」という趣旨の表現をしていたが、「それでは用地を買うことができないことが中止の主たる理由のような文章になってしまう」というご意見を受けて下線部分を修正している。2 点目は、茨木市へ事業の現状を説明した際に、市の回答として了解を得たということで、文章を修正している。3 点目は、「府の説明を受けて、委員会としても状況を確認し、理解した」という趣旨の文章を追加している。4 点目は、委員長との事前打ち合わせ時のご意見を踏まえ、今後の対応についての附帯意見の文章を最後に追加している。
- 三島江茨木線歩道整備についてはいろいろと議論があったが、委員会の結論としては「中止」

か「事業継続」しかないので、中止した場合の歩道が無い区間についての今後の対応については、用地買収を行わなくても可能な範囲で最大限の安全対策を取ることを「委員会として強く要望する」という趣旨で文章を追加している。

1 ページ目の一覧表については、「対応方針（原案）」では委員会としての原案と誤解される可能性があるので「府の対応方針（原案）」と修正した。また、一覧表の下の文章については、特に三島江茨木線歩道整備については、他の事業とは異なり、単に「府の対応方針（原案）は妥当」ではなく、附帯意見をつけているので、その箇所も読んでいただきたいということから文章を修正している。

また、2ページの②堺泉北港汐見沖地区多目的国際ターミナル整備は、事前評価時にもいろいろな意見があった事業。現時点ではかなり事業が進捗しているものの、様々な議論があったといことは付け加えておく必要があり、今後の同様の事業についても吟味して実施してほしいという趣旨から文章を追加している。

- 3ページの三島江茨木線歩道整備の 7 行目の「より一層事業の重点化を図る」という箇所があるが、この項目の他の「事業」はすべて三島江茨木線歩道整備事業のことを指しているが、この箇所だけは、他の事業も含めた意味になっているので、ここだけは意味が違うということわかるように修正してほしい。

⇒ [事務局]

委員長と相談し、修正させていただきたい。

- 同じく三島江茨木線歩道整備について、文章が長くわかりにくい。すべて修正するのは難しいと思うが、最後の箇所は修正してはどうか。4ページの 3 行目の「府から説明のあった今後の対応」が何を指しているかわかりにくい。これは、「用地買収を行わなくても可能な交通安全対策」のことを意味していると思うので、それを明確に記載するだけでいいのではないか。最後の 2 行については、例えば、「なお、用地買収を行わなくても可能な交通安全対策に関しては、今後、最大限の対策を強く要望する」といった文章で足りるのではないか。

⇒ [事務局]

具体的な文言については委員長と相談し、修正させていただきたい。

- 「柵を設置するなど」も不要ということか。
- 現地視察された上で必要ということであれば、それはそのまま残されたらいいと思う。
- 路肩のカラー化だけではなく、物理的に車と歩行者を分離する必要があると思って追加している。「柵の設置」は特に考慮してみてほしいということで例示しており、必ずこれを実施しないといけないという意味ではないが、こうした方法も含め最大限の策を講じてほしいという趣旨なので、この部分は残す方向で文章を検討したい。
- 他に意見具申（素案）本文についてご意見があればお願いしたい。
- 「4 道路・街路の B/C（費用便益比）について」の委員長のご意見による追加の文章については、「現行の評価方法には一定の意味がある」ということを記載された上で、それだけではなく、現況からどう変わったかということについてもきちんと説明してほしいという趣旨だと思うが、前半は技術的な説明なので、わかりにくいところもある。例えば、「現行の評価方法に加えて、当該事業の効果をよりわかりやすく判断するために、当該区間並びに周辺の現行の走行状況に対してどのような効果をもたらすのかを示せるような指標を工夫されたい」等

にされてはどうか。あるいは、「どのような効果をもたらすのか」以降は、ご提案の文章をそのまま残されてもいいと思う。

○ ご意見を踏まえて再度検討し、府に提出する前に確認させていただきたい。

◆ [委員長]

次に、12～36 ページに記載している審議概要の「主な質疑応答及び意見について」だが、この資料は、事前に委員の皆様へ送付されているので、ひととおり目を通していただいていると思う。また、分量が多いことや会議の録音をもとに作成していることから、この場でひとつひとつ確認していくのではなく、記載内容がご発言の趣旨と異なるなど、お気づきの点があればご指摘していただくようにしたいと思う。

○ 特にご意見がないようなので、この部分について、委員会として了承したものとする。

◆ [委員長]

これで、予定していた議事はすべて終了した。

今年度の審議対象案件 17 件の意見具申については、本日、いただいたご意見の趣旨にそって修正を行い、決定したいと思う。

具体的な表現は、私に一任いただきたい。私の方で責任を持って修正し、皆様にご確認の上、府に提出したい。

(2) その他

◆ [委員長]

事務局から何かあれば説明をお願いしたい。

◆事務局から、次年度の委員会について説明。

- ・現在の本委員会の委員の任期は本年度末までである。また、本年 3 月に、府の内規である「委員会委員の選任方針」が改正された。この改正により、委員の任期は、法律等で設置する附属機関に関する規定である「附属機関の設置及び運営に関する指針」に準じ、原則 2 年、再任は可能だが最長 4 年とすることとなった。ただし、今回の改選は、この方針改正後 1 回目であることから、経過措置として、一定の範囲で例外が認められており、本委員会の円滑な運営のためには、一部の委員の方には就任期間が 4 年を超えていても、引き続きご就任をお願いしたいと考えており、詳細については、個別にお伺いして説明させていただきたい。

◆ [委員長]

本日の審議は以上で終了する。8 回にわたる委員会、現場視察と委員の皆様には、お忙しい中、ご理解、ご協力をいただき、感謝する。おかげさまで、今年度の意見具申を決定することができた。私からもお礼申し上げます。

以上